

セントビンセントの入国規制措置（11月27日更新）

11月27日、セントビンセント政府は、新型コロナウイルスワクチン接種済み渡航者に係る入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、新たに極めて高いリスク国が指定され、これらの国・地域からの渡航者には、港湾保健当局者の判断がない限り、到着時に新型コロナ再検査が課され、また、観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で7日間の義務的検疫措置が課されることになります。

1 入国者は、同国保健省ホームページ上での事前到着フォーム手続き及び入国の際には保健当局による健康申告書手続きを終えること。また、全ての渡航者は、到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書（SARS-CoV-2 RT-PCR）を保持する必要がある。

2 新型コロナウイルスワクチン接種済み渡航者

セントビンセント保健省が認可する新型コロナウイルスワクチンを完全な形（2回接種のワクチンまたは1回接種のワクチンの最終接種から少なくとも2週間経過していること）で接種した渡航者は、国の公衆衛生機関または医療機関で発行された有効な同証明書類（英文）を提示する必要がある。

※認可ワクチン：アストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、ジョンソン&ジョンソン、スプートニクV、スプートニク・ライト、キューバ製ワクチンのアブダラ及びソベラナ、シノバック、シノファーム

（1）極めて高いリスク国

※極めて高いリスク国：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ、ベルギー、イスラエル、香港

港湾保健当局者の判断がない限り、到着時に新型コロナ再検査が課され、また、観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設（費用自己負担）で、7日間の義務的検疫措置が課される。

（2）非常に高いリスク国、高リスク国、中リスク国、低リスク国からの渡航者

※非常に高いリスク国、高リスク国、中リスク国、低リスク国：セントクリストファー・ネービス、グレナダ、台湾、バミューダ諸島、アンギラ、モンセラット、ドミニカ、バルバドス、アンティグア・バーブーダ、ブラジル、ベネズエラ、トリニダード・トバゴ、エクアドル、スリナム、コロンビア、ベリーズ、メキシコ、インド、ガイアナ、パナマ、アルゼンチン、ペルー、英領バージン諸島、米国（含

む米領バージン諸島)、中国、英国、ドイツ、セントルシア、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ハイチ、キューバ、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、イタリア、バハマ、カナダ、タークス・カイコス諸島、フランス(含む海外県・海外領土)、スペイン、ロシア

港湾保健当局者の判断がない限り、到着時の新型コロナ再検査は課されず、また、観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設(費用自己負担)での48時間の義務的検疫措置も課されない。

(3) 上記分類以外の国

上記分類以外の国は、高リスク国扱いとなる。

(4) 高リスク業務

医療従事者、刑務所・拘置所労働者

(5) 通過旅客

乗り継ぎ期間が、1泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請される。1泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設で待機する必要がある。

(6) 未成年者

18歳未満の渡航者は未成年者とみなされ、保護者に課される渡航規則に従う必要がある。単独での渡航者は、個人宅で保護者と共に検疫措置となり、検疫期間は出身国とワクチン接種の状況によって決定される。

- 3 港湾保健当局者の判断により、渡航者の最終リスクレベル及び義務的検疫期間が決定される。また、全ての渡航者には、10日間の体温検査等が要請され、何らかの体の変調がある際には、地方保健局に通報する必要がある。PCR検査が陽性の場合は、認可された宿泊施設で、渡航者負担により隔離措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府ホームページ(入国規制情報)

<http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents>

保健省ホームページ

<http://health.gov.vc/health/index.php>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991 または 628-5992

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。